

## 欺罔による投資勧誘を行った合同会社とその業務執行社員の責任

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和6年10月7日

【事件番号】 令和4年(ワ)第218号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 一部認容・一部棄却

【参考法令】 会社法350条、429条1項、597条、民法96条、709条、719条、金融商品取引法2条2項3号・24項3号の2

【掲載誌】 金判1716号39頁

◆ LEX/DB 文献番号 25615953

高崎経済大学准教授 沈 律

### 事実の概要

Y<sub>1</sub>社は、平成26年5月13日に設立されたアプリケーションシステムの設計等を目的とする合同会社である。Y<sub>1</sub>社の社員のうち、Y<sub>8</sub>社は、平成25年12月9日に英國会社法に基づき設立された英國法人（株式会社）であり、アプリケーションソフトウェアの開発等を目的とする。Y<sub>1</sub>社の定款においては、「Y<sub>1</sub>社の定款変更や組織、運営、管理その他同社に関する一切の事項については、Y<sub>8</sub>社のみがその決議、承認又は承諾等により決定する権限を有し、その他の社員は何らの権限を有しない」とこととされている（会社法590条2項参照）。

X<sub>1</sub>社の代表取締役であるX<sub>2</sub>（昭和16年生まれの女性）は、Y<sub>1</sub>社の従業員であったAからY<sub>1</sub>社の社員権（以下「本件社員権」という。）及びY<sub>8</sub>社が開発中のオンラインカジノにおいて使用できるとされ、Y<sub>8</sub>社の関連会社であるB社が発行するトークン（以下「本件T」という。）の取引勧誘（以下「本件各勧誘」という。）を受け、平成31年1月17日、Y<sub>1</sub>社との間で、Y<sub>1</sub>社から本件社員権を取得することを内容とする契約（以下「本件社員権取得契約」という。）を締結し、Y<sub>1</sub>社に代金を支払った。また、X<sub>1</sub>社は、Aの勧誘を受けて、令和元年5月30日に本件社員権取得契約を締結し、同月31日にY<sub>1</sub>社に対して代金を支払った。

本件社員権取得契約書によれば、Y<sub>1</sub>社は、同社の定款に基づき、新規加入社員であるX<sub>2</sub>及び

X<sub>1</sub>社に対し、Y<sub>1</sub>社の有限責任社員たる地位（本件社員権）を取得させることとされている。また、Y<sub>1</sub>社は、本件社員権取得契約に係る重要事項等説明書において、同社に出資された金銭は、主としてY<sub>8</sub>社に対する融資の原資とすることを説明した。

X<sub>2</sub>は、Aの勧誘を受け、平成31年2月14日、同年3月11日及び令和元年5月16日に、Y<sub>1</sub>社との間で本件Tの取得を内容とする契約（以下「本件T取得契約」といい、本件社員権取得契約と併せて「本件各契約」という。）をそれぞれ締結し、いずれもその当日にY<sub>1</sub>社に対して代金を支払った。また、X<sub>2</sub>の子であるX<sub>3</sub>は、Aの勧誘を受け、令和元年6月27日、Y<sub>1</sub>社との間で本件T取得契約を締結し、同日、Y<sub>1</sub>社に代金を支払った。

上記の各取引当時、Y<sub>1</sub>社において、Y<sub>2</sub>は代表社員の地位、Y<sub>3</sub>は「専務執行社員」と称する地位、Y<sub>4</sub>、Y<sub>5</sub>、Y<sub>6</sub>及びY<sub>7</sub>は、業務執行社員の地位にあり、Y<sub>8</sub>社は、Y<sub>1</sub>社の社員であり、Y<sub>1</sub>社が本件社員権の売却によって得た資金を原資とした融資を受けていた。

本件は、X<sub>1</sub>社らが、Y<sub>1</sub>社らは共謀してY<sub>1</sub>社及びY<sub>8</sub>社の財務状況等、一般投資家のリスク判断に重要な事実を秘すなどしてX<sub>1</sub>社らを欺罔し、又は説明義務に反してX<sub>1</sub>社らを本件各契約に勧誘したなどと主張して、①Y<sub>1</sub>社～Y<sub>8</sub>社については共同不法行為のほか、重ねて②Y<sub>1</sub>社に対しては、会社法600条（Y<sub>2</sub>の行為に関して）に基づき、③Y<sub>2</sub>、Y<sub>4</sub>、Y<sub>5</sub>、Y<sub>6</sub>及びY<sub>7</sub>に対しては同

法 597 条に基づき、各 X<sub>1</sub> 社らが本件各契約に基づき Y<sub>1</sub> 社に支払った代金相当額の一部並びにこれらに対する遅延損害金を連帶して支払うことを求めた事案である。

## 判決の要旨

一部認容、一部棄却。

### 1 本件各勧誘の違法性について

「本件各契約は、いずれも実質的には対象商品（本件社員権及び本件 T）の価値の上昇による換価と配当（本件社員権のみ）を志向するものであって、投資に属するものといえ、Y<sub>1</sub> 社らがその投資の勧誘において一般投資家のリスク判断に重要な事実を秘し、又はこれを誤らせるような事実を説明した場合には、欺罔によって当該取引をさせたものとして、不法行為を構成するものと解するのが相当である。……これらの事情に照らせば、Y<sub>1</sub> 社や A の本件各勧誘は、投資リスクの判断の基礎となる重要な事実を秘し、反対に具体的な根拠を欠く利益の見込みを強調して行われた、組織的な違法行為に当たるというべきである。」

### 2 Y<sub>1</sub> 社、Y<sub>8</sub> 社、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub> 及び Y<sub>5</sub> の責任について

「Y<sub>1</sub> 社は、本件各取引に係るスキームを構築し、X<sub>1</sub> 社らに対し、従業員である A を通じて欺罔による本件各勧誘を行ったものであるから、X<sub>1</sub> 社らに対する不法行為が成立し、他の不法行為者との関係で共同不法行為となる。」

「Y<sub>8</sub> 社は、自社に対する出資の募集を目的として Y<sub>1</sub> 社を設立し、同社の唯一の経営に関与可能な社員として、同社を通じて本件社員権及び本件 T への出資を募っており、人事面でも Y<sub>1</sub> 社との強い結び付きがあったことからすれば、Y<sub>8</sub> 社は、Y<sub>1</sub> 社と一体となって本件各勧誘を行ったものと認められ、Y<sub>1</sub> 社の本件各勧誘との間には客観的関連共同性がある。……Y<sub>1</sub> 社の X<sub>1</sub> 社らに対する欺罔の内容が、自社の経営状況に関するものであることからすれば、Y<sub>8</sub> 社には、Y<sub>1</sub> 社や A の欺罔による勧誘について故意があるというべきである。……よって、Y<sub>8</sub> 社は、本件各勧誘に関し、共同不法行為責任を負う。」

「Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub> 及び Y<sub>5</sub> は、Y<sub>1</sub> 社の代表社員、専務執行役員又は業務執行社員として、本件各取引に

係るスキームの考案等に主体的に関与し、Y<sub>1</sub> 社の本件各勧誘を含む出資者への欺罔行為を導いたものであるから、Y<sub>1</sub> 社及び Y<sub>8</sub> 社とともに共同不法行為責任を負う。」

### 3 Y<sub>4</sub>、Y<sub>6</sub> 及び Y<sub>7</sub> の責任について

Y<sub>4</sub>、Y<sub>6</sub> 及び Y<sub>7</sub> の不法行為責任について裁判所は「Y<sub>1</sub> 社などと共同して本件各勧誘に主体的に関与したと認めるに足りる的確な証拠はなく、不法行為責任は認められない」と判示した。また、Y<sub>4</sub>、Y<sub>6</sub>、及び Y<sub>7</sub> は、各々の事実関係に照らして「他の業務執行社員を監視、監督する一般的な法的義務までは負わないとしても、他の役員による本件社員権及び本件 T の取得契約（Y<sub>4</sub> の場合には、本件社員権取得契約のみ。）に係る違法行為について認識していた以上、そのような違法状態を是正すべき法的義務を負っていたものと解するのが相当である。……Y<sub>4</sub> については Y<sub>1</sub> 社の打合せに参加することにより、Y<sub>6</sub> 及び Y<sub>7</sub> については Y<sub>1</sub> 社や Y<sub>8</sub> 社グループの監査への関与、他の業務執行社員への報告を通じて上記義務を容易に履行することができたにもかかわらず、これを怠ったもので、少なくとも重過失により上記義務を懈怠したものといえるから、会社法 597 条により賠償責任を負うというべきである。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

本件は、合同会社の社員権取得契約等に係る投資勧誘<sup>1)</sup> が、投資リスクの判断の基礎となる重要な事実を秘し、具体的な根拠を欠く利益の見込みを強調して行われた組織的な違法行為に当たるといえる場合において、その不法行為について主体的に関与したか否かにより、被告間に異なる責任が認められた裁判例<sup>2)</sup> である。本件では、Y<sub>1</sub> 社らによる投資に係る欺罔行為が不法行為に該当し、そのスキームを考案する等、主体的に関与した合同会社及びその代表社員等の不法行為は、「客観的関連共同性」があるとされ、民法 719 条の共同不法行為が認められたものである。それに加えて、Y<sub>4</sub> らは、主体的な関与は認められないことから共同不法行為責任は認められないものの、合同会社の業務執行社員として当該不法行為について認識したとき、そのような違法状態を是正す

べき法的義務があり、これを懈怠した業務執行社員に対しては、会社法 597 条の第三者に対する損害賠償責任が認められたものである。もっとも、Y<sub>4</sub>については、本件 T に係るスキームについて容易に知り得たといえない事実関係に照らして、本件社員権取得契約に係る損害のみの責任が認められ、損害賠償額についても減額されている。

本判決は、違法な投資勧誘がなされた場合において、合同会社及びその社員等の共同不法行為の成立の有無、会社法 597 条責任が認められる場合について参考となる裁判例である。

## 二 本件における共同不法行為

本件における争点の一つは、本件各勧誘においてそのスキーム考案等に主体的に関与した合同会社及びその社員等の共同不法行為責任が認められるか否かであった。共同不法行為責任について規定している民法 719 条は、数人の行為者の行為を「共同の行為」と捉えることができるときに、共同行為と損害等との間に相当因果関係があれば、各行為者に連帯責任を負うと定めている。「共同の行為」とされるためには、各行為者の行為の間に関連共同性が必要であり<sup>3)</sup>、その関連共同性の判断基準について学説は、主観的共同説と客観的共同説があり、通説や判例は客観的共同説の立場である<sup>4)</sup>。本判決も客観的共同説に立つと解される。

本件においてはまた、本件各勧誘について、重要な事実を秘して、また高配当を受け取れる等の虚偽の説明をして勧誘したことが、欺罔による投資勧誘として不法行為に該当すると解された。特に、Y<sub>1</sub>社、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>、Y<sub>5</sub>及びY<sub>8</sub>社については、本件各勧誘に係るスキーム全体を考案し、Y<sub>1</sub>社の本件各勧誘を含む出資者への欺罔行為を導いたものであるから、当該不法行為において主体的に関与したことによって関連共同性があると認められ、共同不法行為責任を負うべきとの判決が下された。

## 三 合同会社の業務執行社員の責任

合同会社の社員は、定款に業務執行社員の定めを置かない限り、各自が業務執行権を有する（会社法 590 条 1 項）。業務執行社員は、職務を行うにあたって善管注意義務を負い、合同会社のために忠実に職務を行わなければならない（会社法

593 条 1 項 2 項）。この合同会社の業務執行社員が負う善管注意義務及び忠実義務の内容については、基本的に株式会社の取締役の責任に関する規定と同一になると解されている<sup>5)</sup>。

合同会社の業務執行社員に関する義務と責任については、株式会社の取締役の義務と責任に類似するものであるとされる。その理由は、合同会社の業務執行社員が善管注意義務又は忠実義務に違反した場合には、会社に対して損害賠償責任を負い（会社法 596 条）、合同会社が業務執行社員の責任追及をしない場合には社員が会社を代表して責任追及訴訟を提起できる（会社法 602 条）という、株式会社の取締役の責任に関する規定に類似した制度を設けているからであると考えられる<sup>6)</sup>。しかし、善管注意義務及び忠実義務以外の義務については、定款に別段の定めを置くことを可能としており、また、一般的な監視義務や監督義務を課す規定は、現行の会社法には設けられていない。本件判旨はそのような義務はないと述べているが、合同会社の社員については、株式会社の取締役のような一般的な監視義務や監督義務を負うか否かについては争う余地がある<sup>7)</sup>。

## 四 合同会社の業務執行社員の対第三者責任 (会社法 597 条)

会社法 597 条は、持分会社において業務を執行する有限責任社員がその職務を行うことにより、第三者に損害を与えた場合に、当該有限責任社員に賠償責任を負わせる規定であって、株式会社においての会社法 429 条 1 項と同様の規定である<sup>8)</sup>。会社法 597 条の趣旨は、無限責任社員が存在しない合同会社を念頭に株式会社の役員等の対第三者責任と同様な責任を負わせる点にあり<sup>9)</sup>、有限責任による弊害を防ぐことが目的であると考えられる<sup>10)</sup>。

会社法 429 条 1 項は、株式会社の取締役等の会社に対する任務懈怠を要件とする、不法行為責任とは別個に会社法が定めた特別の法定責任である。取締役等の会社に対する任務懈怠につき、悪意・重過失があれば、不法行為責任（民法 709 条）とは両立し得るのであって、取締役等の第三者に対する不法行為責任が生ずることを妨げるものではないと解されている<sup>11)</sup>。

本件は、共同不法行為責任が認められなかった業務執行社員に対し、会社法 597 条の責任を認

めている。その判断の根拠は、本件各勧誘に係る違法行為について主体的に関与していない業務執行社員であっても、その違法行為について容易に認識し得た場合には、その違法状態を是正すべき法的義務があり、それを解消したことを義務違反の内容とする。もっとも、本判決は、「合同会社の業務執行社員は、他の業務執行社員を監督、監視する一般的な法的義務までは負わない」としており、この義務違反を監視義務や監督義務の違反と捉えることはできない。むしろ、代表取締役の場合と同様に、業務執行社員としての固有の任務の解消であると解すべきであろう。すなわち、取締役会設置会社の取締役会は、取締役の職務の執行の監督権限があり（会社法362条2項2号）、各取締役の監視義務は、取締役会の構成員としての職務上の義務であると解される。これに対し、非取締役会設置会社の場合には、この論理は妥当しない<sup>12)</sup>。しかし、非取締役会設置会社の取締役は、各自が原則として業務執行者（会社法348条1項）として会社全体の業務執行を監視・監督しなければならないと解され、その任務解消は、この固有の義務違反である。代表取締役を選定したとしても変わらないと解される。合同会社の社員は、原則として各自が業務執行機関であるため、他の社員に業務執行を全面的に委ねるままにすることは、自らの職務の放棄である。このことが責任の基礎となり得る<sup>13)</sup>。それは業務執行社員を定款で特定した場合も変わらないであろう。

## 五 おわりに

近年、会社法597条責任と同旨の会社法429条1項責任について廃止論も有力である<sup>14)</sup>。その理由として、役員等の行為が第三者に対する不法行為となる場合は民法の不法行為責任の追及で十分であることが挙げられる。また、会社法429条1項責任は、虚偽の事実を告げる投資勧誘等の明白な詐欺の場合は、取締役の不法行為と構成する方が適切であるとする見解もある<sup>15)</sup>。これらの説によれば、Y<sub>1</sub>社に共同不法行為責任が成立すればY<sub>2</sub>らには会社法597条責任は成立しないことになろうが、共同不法行為者とされなかつたY<sub>4</sub>らについては会社法597条責任を認めていい。欺罔による投資勧誘の被害者救済としては妥当な結論であろう。しかし、共同不法行為責任と会社法597条の対第三者責任を「不真正連帯債務」

の関係にあるとしている点は、過剰な救済にならないようにした配慮とも考えられるが、理論的には、共同不法行為責任と会社法597条責任との関係の解明が残された課題である。

### ●—注

- 1) 本件は、Y<sub>1</sub>社らが行った本件各勧誘が金商法上の所定の登録を受けずに行うことの可否が問題となつたが、本件判旨とは直接関係ないので、省略する。
- 2) 本件のY<sub>1</sub>社による同様の投資勧誘については、東京地判令5・7・25（LEX/DB25611284）、東京地判令5・12・13（LEX/DB25611424）、東京地判令5・12・26（LEX/DB25611713）、東京地判令6・2・14（LEX/DB25613730）があり、Y<sub>1</sub>社の責任が認められている。
- 3) 大塚直編『新注釈民法（16）債権（9）』（有斐閣、2022年）290～292頁【大塚直】、能見善久=加藤新太郎編『論点体系判例民法〔第3版〕9 不法行為II』（第一法規、2019年）463～467頁【三林宏】。
- 4) 大塚・前掲注3）291～292頁、三林・前掲注3）465～467頁、潮見佳男ほか著『民法（全）〔第3版補訂版〕』（有斐閣、2025年）543頁。
- 5) 江頭憲治郎=中村直人編『論点体系会社法〔第2版〕4』（第一法規、2021年）427～428頁【橡川泰史】、神田秀樹編『会社法コンメンタール14—持分会社（1）』（商事法務、2014年）146頁【尾関幸美】、安部慶彦『詳解 合同会社の法務と税務』（中央経済社、2023年）132～133頁。
- 6) 橢川・前掲注5）427～428頁、尾関・前掲注5）145～146頁。
- 7) この点で、尾関・前掲注5）173頁参照。
- 8) 江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』（有斐閣、2024年）539～540頁、橡川・前掲注5）442頁、尾関・前掲注5）172頁。
- 9) 橢川・前掲注5）442頁、宍戸善一「持分会社」ジュリ1295号（2005年）113頁。
- 10) 相澤哲=郡谷大輔「持分会社」相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』（商事法務、2006年）160～161頁、尾関・前掲注5）172頁。
- 11) 江頭憲治郎=中村直人編『論点体系会社法〔第2版〕3』（第一法規、2021年）579～580頁【江頭憲治郎】、岩原紳作編『会社法コンメンタール9—機関（3）』（商事法務、2014年）342～343頁【吉原和志】。
- 12) 橢川・前掲注5）441頁。
- 13) これを監視義務と表現するものとして、岩原紳作編『会社法コンメンタール7—機関（1）』（商事法務、2013年）426～427頁【近藤光男】、尾関・前掲注5）173頁、安部・前掲注5）135頁がある。
- 14) 田中亘『会社法〔第5版〕』（東京大学出版会、2025年）383～384頁。
- 15) 江頭・前掲注8）542～543頁。